

# 島根県報

第一、五一七号

平成十五年十月二十八日

(火曜日)

## 告示

### 目次

- 土地改良事業計画書の縦覧 (農村整備課) 一
- 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 一
- 一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域 (建築住宅課) 二

## 公告

- 防寒服の製造請負に係る一般競争入札の実施 (警察本部) 二
- 公安規則

- 島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 三

## 告示

島根県告示第八百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第一項の規定に基づき、次の者から三条資格者施行土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画及び規約を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十月二十八日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	益田市久々茂町イ 一六四太屋岡政義 外三条資格者施行 事業	事業名	来原地区区画整理事 業（非補助土地改良 事業）	縦覧に供する 書類の名称	土地改良事業 計画書の写し 規約の写し	縦覧の期間	告示の日から 二十一日間	縦覧の場 所	益田市役 所
-------	--	-----	-------------------------------	-----------------	---------------------------	-------	-----------------	-----------	-----------

島根県告示第八百九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年十月二十八日

島根県知事 澄田信義

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成果の名称		調査を行つた 地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
頓原町	平成十四 年度	七枚	一冊	頓原村1	平成十五年十月十七日
頓原町	平成十四 年度	三十九枚	一冊	獅子1	平成十五年十月十七日
金城町	平成十四 年度	十一枚	一冊	久佐（山根原）	平成十五年十月十七日
六日市町	平成十二 年度	三十四枚	一冊	田丸・棧敷	平成十五年十月十七日

島根県告示第八百九十五号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第六項の規定により告示する。

その関係図書は木次土木建築事務所及び大東町役場に備えて一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十月二十八日

- 一 対象区域 島根県知事 渡 田 信 義  
 大原郡大東町大字下佐世七八五番一、同 七八五番七
- 二 鑑定の年月日及び細部  
 平成十五年十月二十日 第一号

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成15年10月28日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

- 1 入札の内容  
 (1) 入札の件名 防寒服の製造請負  
 (2) 入札案件の仕様及び数量等 入札説明書による。  
 (3) 納入期限 平成16年1月9日（金）  
 (4) 入札方法 入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。  
 (5) その他 郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

- (1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。
  - (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
  - (3) 島根県内に本店を有するものであること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地1  
 島根県警察本部警務部会計課用度係  
 電話（0852）26-0110 内線2235～2236
  - (2) 入札説明書の交付期間及び方法  
 平成15年10月28日から11月6日までの間（土日、休日を除く）、上記1の場所において交付する。  
 （交付時間は午前9時から午後5時までとする。）
  - (3) 入札の日時及び場所  
 ア 日 時 平成15年11月10日（月）13時30分から  
 イ 場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室
  - (4) 開札の日時及び場所  
 即時開札
  - 4 その他  
 (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札保証金 支出予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。  
 (3) 契約保証金 支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の

報

- 2 各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。  
なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 5 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- 6 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 7 その他
  - ・ 詳細は入札説明書による。

根

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月28日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第16号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「4課」を「5課」に、「通信指令課」を「通信指令課」に改める。

第12条中第17号を削り、第18号を第17号とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（少年課）

第14条の2 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少年非行の防止に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 少年指導委員等に関すること。
- (3) 少年の補導に関すること。
- (4) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

- (5) 少年犯罪の捜査に関すること。
  - (6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
  - (7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
  - (8) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。
  - (9) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）及び未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）の施行に関すること。
- 第16条を削り、第16条の2を第16条とする。
- 第36条の2中「天皇皇后両陛下の島根県への行幸啓」を「皇太子同妃殿下の島根県への行啓」に改める。
- 第48条を削り、第48条の2を第48条とする。
- 附 則
- この規則は、平成15年10月31日から施行する。

平成十五年十月二十八日印刷  
平成十五年十月二十八日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江  
市  
学  
園  
南  
町  
松  
島  
陽  
根  
印  
刷  
所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行